

平成29年度「国語に関する世論調査」総合評価基準

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格の得点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別添の仕様書、並びに別紙1の「評価項目及び得点配分基準」及び別紙2の「加点付与基準」（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文化庁としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する評価項目に係る技術等について、仕様書に記載する要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された技術提案書その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する応札者のうち、1の「入札価格の評価方法」により得られた入札価格の得点に、2の「技術等の評価方法」により得られた各評価項目の得点の合計を加えて総合得点をもって行い、当該総合得点の最も高い者を落札者とする。

① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した応札者であること。

② 提案された技術等が、仕様書で必須とした要求要件を全て満たしている応札者であること。

- (2) 上記総合得点の最も高い者が2人以上であるときは、当該応札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該応札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。